

諮詢日：平成30年7月9日
答申日：平成30年12月27日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年12月22日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成29年度国民健康保険税督促処分（第2期分）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、審査請求人の平成29年度国民健康保険税（第2期分）（平成29年8月31日納期限）が完納されなかつたため、平成29年9月20日付けで、審査請求人に対し、平成29年度国民健康保険税督促処分（第2期分）（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成29年9月22日に本件処分があつたことを知つた。

2 審査請求

審査請求人は、平成29年12月22日付けで、審査庁に対し、「青森市長の平成29年9月20日付け平成29年度国民健康保険税第2期分に係る督促状（以下「本件督促状」という。）による督促手数料納入通知処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）青森市長は、本件督促状に記載されている督促手数料70円について、地方自治法第231条並びに青森市財務規則第32条第1項及び第33条に規定する調定を行っていない。

（2）調定を欠く督促手数料70円に係る納入通知処分は違法である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものと考える。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件処分の違法性又は不当性について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第726条では、納税

者が納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない旨規定されており、また、青森市市税条例（平成 17 年青森市条例第 62 号。以下「条例」という。）第 12 条において、督促状を発した場合、督促状 1 通について、70 円の督促手数料を徴収しなければならない旨規定している。本件処分については、納期限までに納税通知書に記載した国民健康保険税が完納されなかつたことから、当該規定に基づき督促状を発したものである。したがって、本件督促状による処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在せず、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

イ 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述において種々の主張をしているが、それらの主張は、いずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

（2）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成 30 年 7 月 9 日 諮問書の受理

平成 30 年 10 月 31 日 調査審議

平成 30 年 12 月 19 日 調査審議

第 6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

（1）国民健康保険税の督促について、法第 726 条第 1 項において、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならないことが規定されている。

（2）督促手数料について、法第 727 条において、徴税吏員は、督促状を発した場合においては、地方団体の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる事が規定されており、条例第 12 条において、徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、70 円の督促手数料を徴収しなければならないことが規定されている。

なお、条例第 12 条ただし書において、徴税吏員が、やむを得ない理由があると認める場合においては、督促手数料を徴収しないことが規定されている。

2 本件処分について

本件督促状が発せられた時期及び督促手数料について、その根拠となる関係法令を確認したところ、本件処分は、前記 1 に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

審査請求人は、審査請求書等において、督促手数料に係る調定その他の主張をしているが、それらの主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会 会長 遠藤 哲哉
委員 磯 裕一郎
委員 蝦名 和美